

1 制度の概要

安全運転管理者制度とは、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を事業所における安全運転管理の中核として、安全運転の推進を図り、交通事故防止の体制を確立しようとするものです。

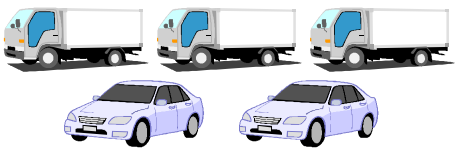
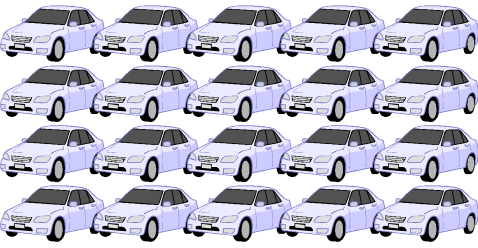
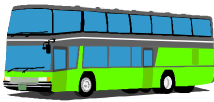
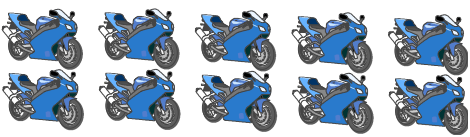
事業主は、一定台数以上の自動車を使用する場合は、その台数に応じ法令で定められた要件を備えた安全運転管理者等を選任し、公安委員会が行う「安全運転管理者等に対する講習」を受講させる義務があります。

2 安全運転管理者等の選任基準

(1) 一般事業所……自動車の使用の本拠ごとに選任

○自動車使用の本拠とは・・・自動車の使用者が自動車を使用して活動する拠点をいいます。

例えば、百貨店、会社、官公庁等については、その支店、営業所
その他内部部局毎を独立の使用本拠とします。

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任	
車両5台以上 	人数	20台以上(※20台ごとに1人加えていく) 	人数
乗車定員11人以上の車両1台以上 	1人	自動車20台～39台	1人
自動二輪車10台以上  (※1台を0.5台として計算)		自動車40台～59台	2人
		自動車60台～79台	3人
		自動車80台～99台	4人
		自動車100台～119台	5人
		以下20台ごとに1人加えていく	

(2) 自動車運転代行業者……自動車運転代行業の営業所ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任	
随伴自動車1台以上 	人数	随伴自動車10台以上 	人数
	1人	10台ごとに1人选任	1人

3 安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年 齢	20歳以上の者 ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上の者	20歳以上の者
経 験	- 自動車の運転管理に関して2年以上の実務経験を有する者 - 自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者	- 自動車の運転管理に関して1年以上の実務経験を有する者 3年以上の自動車の運転経験期間を有する者 - 自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
欠 格 要 件	○ 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者 ○ 次の違反をしてから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為 ○ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車	

4 選任・解任の届出

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任（解任）したときは、その日から15日以内に公安委員会（事業所の所在地を管轄する警察署）に届出なければなりません。